

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 分割が難しい遺産

Q : 母が亡くなりました。めぼしい遺産は自宅の土地建物ぐらいで、現在長男である私たち家族が住んでいます。

相続人はほかに第2人がいるのですが、この土地建物を3人で分割するわけにもいきません。弟たちに金銭を払って解決することはできますか。

A : 代償分割の方法なら金銭を払って解決することができます。

【解説】

遺産分割の方法には、現物分割、代償分割、換価分割といった方法があります。

現物分割は、遺産をそのままの形で分割する方法です。

代償分割は、ある相続人が特定の遺産を取得し、その代わりに、その者が他の相続人に対して金銭その他の財産（代償金）を支払う債務を負う分割方法です。

換価分割は、遺産の全部又は一部を金銭に換金してその換価代金を分割する方法です。

ご質問のように、遺産である土地建物は長男のみが取得し、他の相続人は長男から金銭をもらうといった方法は、代償分割という分割方法になります。

ちなみに、代償分割を行った場合の代償債務の評価方法は、①代償債務を実際の支払いベースで評価する方法と、②代償分割の対象となった資産の時価と相続税評価額との比で、代償債務を評価する方法があります。どちらの方法を選択してもかまいませんので、実際に計算を行い、有利な方を選択してください。

